

給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法

- ①欄 令和7年1月1日現在の住所（退職者は退職時の住所）を、本人に確認の上、番地・方書まで正確に記入してください。
- ②欄 本人の確認に必要な事項のため、個人番号・氏名・フリガナ及び生年月日は必ず記入してください。
- ③欄 配偶者控除・配偶者特別控除について記入してください。

(源泉)控除対象配偶者がいる場合は「有」に○を付けてください。

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	
有	従有	千	円
○		380	000

(源泉)控除対象配偶者が70歳以上(S30.1.1以前生)の場合は○を付けてください。

※ ⑦、⑩欄について確認し、それぞれ必要事項を記入してください。

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	38万円	26万円	13万円
	老人	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

- ④欄 扶養控除の対象の人数等を記入してください。
- ※ 記載がない場合は控除の適用を受けられない場合がありますので忘れずに記入してください。

特定扶養親族(19歳～22歳)の人数を記入してください。(H14.1.2～H18.1.1生)						一般扶養親族(16歳～18歳、23歳～69歳)の人数を記入してください。(H18.1.2～H21.1.1生及びS30.1.2～H14.1.1生)						特別障害者のうち、同居している人数を記入してください				同一生計配偶者及び扶養親族(年少扶養親族を含む)のうち、普通障害者の人数を記入してください			
控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)				非居住者である親族の数							
特定		老人		その他				特別		その他									
人	従人	人	従人	人	従人	人	内	人	人	人	人	人	人						

老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を記入してください。

老人扶養親族(70歳以上)の人数を記入してください。(S30.1.1以前生)

年少扶養親族(16歳未満)の人数を記入してください。(H21.1.2以後生)

同一生計配偶者及び扶養親族(年少扶養親族を含む)のうち、特別障害者の人数を記入してください。

- ⑤欄 「摘要」欄の主な記入事項と注意点について

◆令和6年分所得税の定額減税に関する事項◆

- ・年末調整をした給与等の場合

内容	記入方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円と記入」)
合計所得額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有

※「摘要」欄の記入には、定額減税に関する事項が書ききれないことがないようにしてください。

- ・年末調整をしない給与等の場合

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記入は不要です。

※ R6.6.1以後に退職し年末調整をしなかった場合は再就職先で年末調整等で定額減税の精算を行います。

◆控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合◆

5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名、続柄を記入してください。氏名の前にはカッコ書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号と対応させてください。

また、控除対象扶養親族が非居住の場合は氏名の後に「(01)」のように、次ページ「⑦及び⑧欄共通」の「控除対象扶養親族の分類」の表に対応する数字を記入してください。

なお、年少扶養親族(H21.1.2以後生)の場合は氏名の後に「(年少)」、非居住者の場合は氏名の後に「(非居住者)」と併せて記入してください。

※ 非居住者とは、控除対象配偶者・配偶者特別控除の対象となる配偶者・控除対象扶養親族・年少扶養親族のうち、国外に居住する対象者のことです。

【例】5人目の控除対象扶養親族、5人目の非居住者である16歳未満の扶養親族がいる場合

(摘要)	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
(1) 黒石 五郎：子(01) (2) 黒石 秋子：子(年少)(非居住者)	(1) 901234567890	(2) 112233445566

◆配偶者控除の対象とならない同一生計配偶者で障害者控除の対象となる配偶者がいる場合◆

配偶者の氏名を記入してください。氏名の後に「(同配)」と併せて記入してください。

【記入例】

※ 同一生計配偶者とは、納税者本人と生計を一にする配偶者で、合計所得が48万円以下である人をいいます。

※ 納税者本人の所得が1,000万円を超えることにより配偶者控除の適用を受けられない場合でも、障害者控除は適用を受けることができます。

◆中途就職者で前職分と合算して年末調整している場合◆

前職分の支払者名、所在地、退職年月日、給与収入、社会保険料額、源泉徴収税額を記入してください。

※ 記入が漏れると課税誤りの原因となりますので忘れずに記入してください。

◆市民税・県民税・森林環境税を特別徴収できない場合◆

普通徴収と記入した上で、普通徴収への切替理由区分を記入してください。

◆年末調整が済んでいない場合◆

「年末調整未済」と記入してください。

- ⑥欄 住宅借入金等特別控除について記入してください。
- ・住宅借入金等特別控除適用数
この控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。
 - ・住宅借入金等特別控除可能額
算出所得税＜住宅借入金等特別控除の場合、該当者が提出した「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申請書」の住宅借入金等特別控除額をそのまま転記してください。（この場合『住宅借入金等特別控除の額』は算出所得税額と同額になり、源泉徴収税額はゼロとなります。）
- ※ 年末調整で控除しきれない控除額がある場合は必ず記入してください。記入がない場合は、市民税・県民税・森林環境税での適用ができません。

⑦欄 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください。（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください。）

⑧欄 控除対象扶養親族の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください。扶養親族が5人以上の場合は、⑤欄の記入方法を参照してください。

⑦及び⑧欄共通 「区分」欄には、次表の分類に応じて、次のように記入してください。

控除対象扶養親族の分類	記載方法
居住者	00
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	04

※ 30歳以上70歳未満の非居住者が左記02～04の複数に該当する場合はいずれかひとつを記入してください。

⑨欄 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族：H21.1.2以後生）の氏名・フリガナ及び個人番号・区分を記入してください。「区分」欄には非居住者である場合に○を付けてください。年少扶養親族が5人以上の場合は、⑤欄の記入方法を参照してください。

※ 市民税・県民税・森林環境税の課税計算において必要となります。

⑩欄 配偶者に所得がある場合は、「合計所得金額」を記入してください。

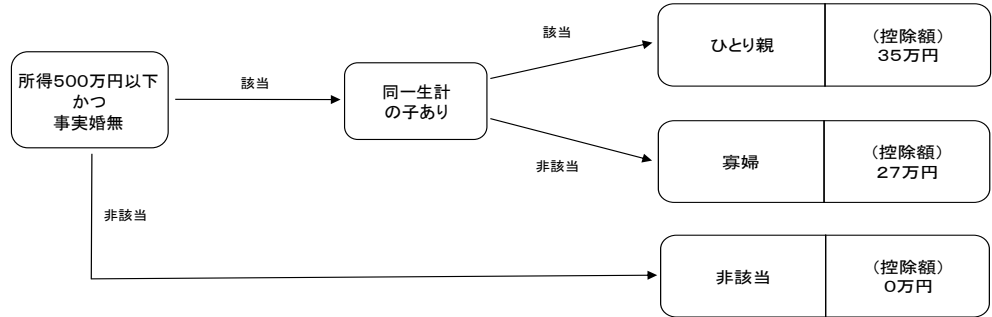
【例】パート収入：1,200,000円の場合、合計所得金額：650,000円となります。

⑪欄 令和6年の途中で就職又は退職された場合は、必ず「就職」又は「退職」欄に○を付け、その年月日を記入してください。前職分給与の合算に必要となります。

⑫欄 給与支払者の個人番号又は法人番号を必ず記入してください。

⑬欄 寡婦控除・ひとり親控除について、本人に該当する項目があれば○を付けてください。

【適用判定フロー図】



- ⑭欄 基礎控除の額
- 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用ができません。

納税者本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	48万円	32万円	16万円	0円

- ⑮欄 所得金額調整控除
- 一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に一定の金額を給与所得の金額から控除（所得金額調整控除）するものです。

対象者	要件	給与からの控除額
給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者	①本人が特別障害に該当する人 ②23歳未満の扶養親族を有する人 ③特別障害者である扶養親族等を有する人 ※いずれかに該当する人	（給与等の収入合計-850万円）×10% ※給与等の収入合計限度額1,000万円 ※1円未満の端数は切り上げ

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、令和6年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「所得金額調整控除額申告書」を、給与等の支払者に提出する必要があります。

※ 所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、いずれか1人の給与所得者にのみ該当するものとみなされないので、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、②又は③の子を有する場合等には、夫婦双方が控除の適用を受けることができます。

◆租税条約により課税の免除を受けるものについて◆

【給与支払報告書への記載】

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、給与支払報告書の⑤「摘要」欄に該当条項を記入してください。（例：日○租税条約第○○条該当）

【市民税・県民税免除の届出】

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、給与支払報告書を提出するほか、源泉徴収義務者（事業主）から下記の書類を毎年提出していただく必要があります。

※ 給与支払報告書を電子申告で提出される事業者も提出が必要です。

- 提出書類・・・租税条約の規定に基づく市民税・県民税の免除に関する届出書
- 添付書類・・・「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印があるもの）
- 提出期限・・・毎年3月15日（土、日、祝日、振替休日の場合は翌開庁日）

【留意点】

市民税・県民税の免除を受けるには、上記いずれかの手続が必要となります。

所得税と市民税・県民税の届出方法は異なります。所得税の手続だけでは、市民税・県民税は免除されない可能性がありますので、御注意ください。

なお、届出書は当書類に同封しておりませんので、使用する場合は、黒石市ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。また、届出書は黒石市役所わのまちセンター税務課窓口にも設置しております。